

気象業務法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）（抄）	1
○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）	1
○気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）（抄）	2
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	4

気象業務法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）（抄）

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震及び火山現象を除く。この章において以下同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2・3 （略）

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2・3 （略）

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、警察庁、海上保安庁、国土交通省、日本放送協会又は都道府県の機関に通知しなければならない。警戒の必要がなくなつた場合も同様とする。

2・6 （略）

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（航空路の指定）

第三十七条 国土交通大臣は、航空機の航行に適する空中の通路を航空路として指定する。

2 （略）

○気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）（抄）

（一般の利用に適合する予報及び警報）

第四条 法第十三条の規定による一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種類	内 容
天気予報	当日から三日以内における風、天気、気温等の予報
週間天気予報	当日から七日間の天気、気温等の予報
季節予報	当日から一箇月間、当日から三箇月間、暖候期、寒候期、梅雨期等の天気、気温、降水量、日照時間等の概括的な予報
波浪予報	当日から三日以内における風浪、うねり等の予報
気象注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
津波注意報	津波の有無及び程度について一般の注意を喚起するために行う予報
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起するために行う予報
波浪注意報	風浪、うねり等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
気象警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報
津波警報	津波に関する警報
高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
波浪警報	風浪、うねり等に関する警報
海面水温予報	海洋の表面における水温の予報
海流予報	海流の状況の予報
海水予報	沿岸における海水の状況の予報

浸水注意報 洪水注意報 浸水警報 洪水警報	浸水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 浸水に関する警報 洪水に関する警報
--------------------------------	--

(航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報)
 第五条 法第十四条第一項の規定による航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、左の表の区分に従い、行うものとする。

種類	内容
飛行場予報 空域予報 航空路予報	公共の用に供する飛行場及びその附近を対象とする気象、地象、津波、高潮及び波浪の予報 国土交通省令で定める空域を対象とする気象の予報 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第一項の規定により国土交通大臣の指定する航空路を対象とする気象の予報
飛行場警報 空域警報 航空路警報 海上予報 海上警報	公共の用に供する飛行場及びその附近を対象とする気象、地象、津波、高潮及び波浪に関する警報 国土交通省令で定める空域を対象とする気象に関する警報 航空法第三十七条第一項の規定により国土交通大臣の指定する航空路を対象とする気象に関する警報 国土交通省令で定める予報区を対象とする船舶の運航に必要な海上の気象、津波、高潮及び波浪の予報 国土交通省令で定める予報区を対象とする船舶の運航に必要な海上の気象、津波、高潮及び波浪に関する警報

(警報事項の通知)

第七条 法第十五条第一項の規定による通知は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

一 法第十三条第一項の規定による警報の種類及び通知先

種類	通知先
気象警報 高潮警報	海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

波浪警報				
津波警報	警察庁又は都道府県警察、海上保安庁、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関			
洪水警報	都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関			
二 法第十四条第一項の規定による警報の種類及び通知先				
種類	通	知	先	
飛行場警報				
空域警報	国土交通省の機関			
航空路警報				
海上警報	海上保安庁の機関			
三 法第十四条の二第一項の規定による警報の種類及び通知先				
種類	通	知	先	
水防活動用気象警報				
水防活動用高潮警報	国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関			
水防活動用洪水警報				
四 法第十四条の二第二項又は第三項の規定による警報の種類及び通知先				
種類	通	知	先	
水防活動用洪水警報	都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関			

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（総務部の所掌事務）

第二百二十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

- 四 広報に関すること。
- 五 気象庁の保有する情報の公開に関すること。
- 六 気象庁の保有する個人情報情報の保護に関すること。
- 七 気象庁の行政の考査に関すること。
- 八 気象庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 九 気象庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 十 気象庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十一 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
- 十二 気象庁の機構及び定員に関すること。
- 十三 気象庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 十四 気象庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 十五 気象庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 十六 気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること。
- 十七 気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関すること。
- 十八 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、気象業務に係るものに関すること。
- 十九 気象業務に係る国際協力に関すること。
- 二十 国立国会図書館支部気象庁図書館に関すること。
- 二十一 交通政策審議会気象分科会の庶務に関すること。
- 二十二 気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、津波、高潮、波浪及び洪水の予報業務並びに気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に関する許可に関すること。
- 二十三 気象予報士に関すること。
- 二十四 民間気象業務支援センターの行う業務に関すること。
- 二十五 前各号に掲げるもののほか、気象庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（地震火山部の所掌事務）

第二百三十条 地震火山部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- 二 地震及び火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること。
- 三 津波の予報及び警報に関すること。
- 四 地震、火山現象及び地動に関する測器に関すること。